

議案第8号関係

おいらせ町工場誘致奨励条例 新旧対照表 (抜粋) (附則第2項関係)

改正案	現行
<p>(適用除外)</p> <p>第12条 第7条第1項の工場操業奨励金は、おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成24年おいらせ町条例第24号)第2条又は<u>おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例(平成30年おいらせ町条例第 号)第2条</u>により課税免除の措置を受けた者に対しては、交付しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第12条 第7条第1項の工場操業奨励金は、おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成24年おいらせ町条例第24号)第2条により課税免除の措置を受けた者に対しては、交付しない。</p>